

令和3年7月26日

第13回村上市農業委員会会議録

第13回村上市農業委員会定例会を令和3年7月26日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	7番	佐藤昌夫
8番	遠山久夫	9番	本間サヨ子
10番	稲葉浩之	11番	斎藤博
12番	加藤孝平	13番	齋藤文夫
14番	石山章	15番	佐藤裕介
16番	船山寛	17番	大倉毅
18番	大野章	19番	村山美恵子

1. 欠席委員は次のとおりである。

6番	菅原隆雄	20番	富樫与志栄
----	------	-----	-------

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	中村宣信
事務局副参事	小田雄介
事務局係長	園部和枝

1. 午後1時27分 事務局長(小川良和君) 皆様、ごめんください。定刻前ですが、今日出席予定の皆様おそろいですので、ただいまから第13回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号6番、菅原隆雄委員、議席番号20番、富樫与志栄委員から欠席する旨の報告がございました。よって、出席委員18名であり、村上市農業委員

会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

なお、本日は転用の現地確認の報告員ということで、推進委員番号2番、近藤委員と推進委員番号6番、富樫委員のお二方が出席しておりますので、併せてご報告申し上げます。

それでは、会長よりご挨拶のほうお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、第13回村上市農業委員会総会議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第13回村上市農業委員会定例総会議事録署名委員には、議席番号7番、佐藤委員、議席番号8番、遠山委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について事務局より報告してください。

○事務局次長（中村宣信君） それでは、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願につきまして、1ページ目を御覧いただきたいと思います。今月は4件ございます。

番号1番、申請人、_____、土地につきましては10筆、面積4,057平米、申請事由といたしまして、申請地は約30年以上前から耕作をしておらず、現在は原野化、山林化しています。このため農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、2ページ目御覧いただきたいと思います。番号2番、申請人、_____、土地につきましては1筆、244平米でございます。申請事由としましては、申請地は住宅に囲まれた場所であり、約20年前から耕作をしておらず、周囲の宅地と一体化しています。このため農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号3、申請人、_____、土地は2筆、面積780平米となっております。申請事由といたしまして、申請地は40年以上前から耕作をしておらず、雑種地化しています。このため農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、最後番号4、申請人、_____、土地2筆、面積1,155平米でございます。申請事由としましては、申請地は40年以上前から耕作をしておらず、字中原野__番__は山林化しており、字追分__番__は雑種地化しています。このため農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、場所の説明をいたします。右側3ページを御覧いただきたいと思います。番号1番、

その1とさせていただきます。10筆ございまして、広範囲に分かれていたものですから、最初のその1は10筆のうちの7筆となっております。図面中央が大栗田集落となっております。中段右から左に門前川が流れております。その門前川に平行して県道大栗田村上線が走っております。申請地につきましては、この門前川と県道沿いに7筆ございまして、左手から欠上りの__番、申請地の1つ目でございます。それと、右のほうに移っていただきまして申請地__、__、こちらが御附場でございます。また右のほうに移っていただき、川の下になりますけど、3筆、字アラタ沢の__番__、__とその下の1筆が字川平となっております。あと、右側、右下にもう1筆四角くなっているところが字川平の__番__となっております。

続きまして、次の4ページを御覧いただきたいと思っております。番号1のその2、残りの3筆となっております。図面右側、上から下に向かって県道大栗田越後下関停車場線が走っておりまして、上方向が大栗田集落、下方向が関川村の中東集落となっております。そのちょうど山の中になるのですが、この図面でいう中央からちょっと左手に残りの3筆ございまして、全て字ヒド畑の__、__番__、__の3筆となっております。

続きまして、右のページ、5ページを御覧いただきたいと思っております。番号2でございます。図面上段、右から左へ流れているのが石川でございます。図面左側が岩船港となっております。図面右下のほうに岩船小学校がございまして、今回の申請地は図面中心の若干右上のほうに太線で四角く囲まれている場所が番号2番の申請地となっております。

続きまして、6ページ御覧いただきたいと思っております。番号3でございます。図面中央、上から下に国道7号線が走っております。その7号線沿いに下段のほうになりますけれども、2筆ありまして、三角形のほうが__番__、その上の四角形が__番__となっております。

続きまして、右手、7ページを御覧いただきたいと思っております。番号4でございます。図面中央若干下に朝日中学校でございます。朝日中学校の左上、三角地が字追分の__番__の1つ目の申請地となっております。また、図面右側のほうに移っていただきまして、四角形でございます。こちらのほうが字中原野の__番__となっております。

報告は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、ただいまの報告につきまして質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にならぬのでありますので、報告は以上といたします。

日程5の議題。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。
事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、8ページを御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は1件、売買案件でございます。それでは、番号1番、譲渡人、____、譲受人、____、畑が計1筆で地積387平米でございます。対価____円、10アール当たり____円でございます。

それでは、位置の説明をいたします。右側の9ページ御覧ください。こちら桃川集落内でございます。中央やや下側、東西に国道290号が走っております。右側に進みますと関川村方面でございます。ページ中央付近、太く囲った場所が議案第1号、番号1番の売買案件の箇所となります。

以上で場所の説明を終わります。

説明した1件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第2号 事業計画承認申請について説明いたします。

10ページを御覧いただきたいと思います。番号1、当初計画者、_____
_____でございます。土地につきましては3筆、面積1,033平米、移転内容といたしましては転用期間の変更でございます。変更目的、内容につきましては、申請地は平成30年9月11日付新潟県村振農第3064号により農地法第5条の許可を得ましたが、高速道路工事の延長により令和2年2月27日村農委第1061号により期間変更の承認を得ていたが、さらに工期の延長により期間の変更をするものです。転用期間といたしましては、変更前、平成30年9月11日から令和3年9月10日、変更後は平成30年9月11日から令和3年10月31日となっております。

位置について説明させていただきます。右側11ページを御覧いただきたいと思います。図面上段から、上から下のほうに向かって国道7号線が走っており、図面中央下のほうに旧塩野町小学校がございます。今回の申請地は、国道7号沿い、図面上段のほうに3筆ございます。こちら太く囲まれたところが今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、事業計画変更に伴います現地調査をしていただいておりますので、調査報告をお願いいたします。

推進委員6番、富樫委員。

○推進委員 6 番（富樫 潤君） 推進委員 6 番、富樫です。朝日地区では 7 月 12 日月曜日、事業計画変更申請について、農業委員 3 名、最適化推進委員 3 名出席の下、あと事務局から中村次長出席の下、確認を行いましたので、報告いたします。

この申請地は、朝日温海道路 1 号トンネル工事により _____ が一時転用許可等を取った箇所であり、その際現地調査を実施しておりましたので、このたび書類により確認を行いました。申請場所は、朝日温海道路工事関係者の宿舎の駐車場になっておりまして、現況のまま工期延長のため計画を変更するものであります。このことから、周辺の農地への影響はないものと判断し、委員全員で計画変更についてはやむを得ないとの意見となりました。

皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） それでは、ただいまの議案第 2 号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第 2 号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第 2 号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 農地法第 5 条の規定による許可申請について、今日は全部で 9 件ございます。

それでは、12 ページ御覧いただきたいと思ひます。番号 1 番、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては 3 筆、1,500 平米、転用目的は宅地分譲敷地でございます。契約は売買、対価は _____ 円、10 アール当たり _____ 円となっております。農地区分は第 3 種農地。備考としましては、申請者は申請地を宅地分譲敷地として使用したく、転用申請するものです。

なお、申請地は用途地域（第 1 種住居地域）に位置し、住宅が建ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。宅地分譲は 5 区画、全体計画 1,500 平米となっております。

続きまして、番号 2 番、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては 1 筆、地積 330 平米、転用目的は店舗建築敷地でございます。契約は売買、対価は _____ 円、10 アール当たりは _____ 円となっております。備考としましては、申請者はこのたび飲食店の建設を計画しており、申請地が最適と考え、転用申請するものです。

なお、申請地は病院が建設され、市街化が進む区域にある農地です。木造平家建て 1 棟、建築面

積64.86平米でございます。

続きまして、右手13ページを御覧いただきたいと思います。番号3番、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては1筆、地積が330平米、転用目的は貸し店舗建築敷地でございます。契約は売買、対価は____円、10アール当たり____円でございます。備考としましては、申請者はこのたび貸し店舗の建設を計画しており、申請地を最適と考え、転用申請するものです。

なお、申請地は病院が建設され、市街化が進む区域にある農地です。木造平家建て1棟、建築面積68.16平米でございます。

続きまして、番号4番、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては1筆、78平米、転用目的は公衆用道路建設敷地でございます。契約は売買、対価は____円、10アール当たり____円となっております。備考としましては、申請者は当該地周辺で宅地分譲を計画しており、幅員5メートルの位置指定道路を建設するため、転用申請するものです。

なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、位置指定道路を設置するものです。施工延長はLイコール14.90メートルでございます。

番号5番、譲渡人、____、譲受人、同じく____、土地につきましては1筆、254平米でございます。転用目的は、建築条件つき売買予定地、契約は売買、対価は____円でございます。10アール当たり____円でございます。備考としましては、申請者は建築条件つき売買予定地として販売するため、転用申請するものです。

なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、宅地分譲地を集落に接続して設置するものです。宅地分譲地1区画となっております。

続きまして、14ページ、次のページ御覧いただきたいと思います。番号6番、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては2筆、278平米、転用目的は建て売り住宅敷地でございます。契約は売買、対価は____円、10アール当たり____円でございます。備考としましては、申請者は不動産業を営んでおり、申請地に建て売り住宅を建築するため転用申請するものです。

なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。建て売り住宅1棟、木造二階建て、66.24平米でございます。

続きまして、番号7番、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては1筆、254平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は売買、対価は____円、10アール当たり____円でございます。備考としましては、申請者はこのたび住宅の建設を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。

なお、申請地は10ヘクタール以上の一団の農地の区域にある農地であり、住宅は集落に接続して

設置するものです。木造二階建て1棟、建築面積は89.2平米でございます。

番号8番、譲渡人、____、譲受人、____、____、土地につきましては1筆、352平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は売買、対価は____円、10アール当たり____円でございます。農地区分、第2種農地でございます。備考としましては、申請者はこのたび住宅の建設を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。

なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。木造二階建て1棟、建築面積52.17平米でございます。

最後右側、15ページ御覧いただきたいと思います。番号9番、貸し人、____、借り人、____

____、土地につきましては1筆、1,061平米のうち520平米でございます。転用目的は資材置場、契約は賃貸借、1年当たり____円、農地区分は第2種農地、備考としましては一時転用で、利用期間は許可日から令和4年9月30日となっております。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。次のページ、16ページを御覧いただきたいと思います。番号1番でございます。図面右上のほうに村上警察署、村上南小学校がございます。申請地は中央から下段、右側に太線で囲まれているところが申請地となっております。

続きまして、右側17ページを御覧いただきたいと思います。こちら番号2と番号3、同じ場所、隣接するものですから、1ページで表示させていただいております。図面中央に新しい村上総合病院がございます。右側に上から下に向かってJR羽越線走っております。村上病院の外周道路、松山側の道路沿いに申請地の番号2番、番号3番が転用申請を上げてきております。

次のページ、18ページを御覧いただきたいと思います。図面中央、上から下に向かって国道7号線が走っております。図面左下に県立坂町病院がございますし、図面右側に保内小学校がございます。図面中央の右側のほうに黒く囲われている小さい四角と長細い四角、こちら小さいほうが申請番号4番、長細いほうが番号5番となっております。

続きまして、右側19ページを御覧いただきたいと思います。番号6番の案件でございます。図面中央、右から左に国道113号線走っておりまして、右側方向に国道7号線がございますし、左側方向が荒川胎内インターチェンジとなっております。申請地は図面中心の右下、ちょうど道路に面したところに太線で囲まれているところが今回の申請地でございます。

続きまして、20ページ御覧いただきたいと思います。番号7番でございます。図面中央が七湊集落となっております。中央から若干右側のほうに縦方向に上から下にJR羽越本線が走っておりまして、ちょうど真ん中若干下のところに太く囲まれているところが申請地でございます。

続きまして、右側21ページを御覧いただきたいと思います。番号8番の案件でございます。図面中央、右から左に国道290号がございます。中心の若干右側のほうに太く囲まれているところが8番の申請地となっております。

続きまして、22ページを御覧いただきたいと思います。図面中央、上から下に国道7号が走っております。下のところに大須戸除雪ステーションございまして、申請地はちょうど中央、図面の中心のところに太く囲まれているところが番号9番の申請地となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） 転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番から順次調査報告をお願いいたします。

推進委員2番、近藤委員。

○推進委員2番（近藤和明君） 2番、推進委員、近藤です。村上地区農地転用等の現地確認の報告を行います。

村上地区では7月14日、農地法第5条について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。当日は午後1時に神林支所において農業委員4名、最適化推進委員3名、事務局から中村次長、小田副参事、園部係長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。その後現地に移動し、_____と_____の立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、申請地を5区画に分け、住宅分譲するために転用申請するものであります。申請地は、用途地域の第1種住居地域にあり、周囲を住宅に囲まれ、当該地以外に農地はありません。申請地に建設する道路と市道との取付け協議は既に管理者から許可を受けていることであり、また各分譲地への水道の供給や汚水の排水については上下水道管の両管が市道に埋設されていることから、市の上下水道課と事前協議を行っていることです。よって、このたびの転用申請については農地法施行規則第47条第5号へより用途地域内における住宅等の建設の土地の造成に該当するものと考え、委員全員で許可すべきものとの意見になりました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、調査報告、議案番号2番、3番について報告をお願いいたします。

19番、村山委員。

○19番（村山美恵子君） 19番、村山です。議案第3号、番号2について現地調査の報告をいたします。

7月14日の午後1時に神林支所に村上地区の農業委員、地区推進委員全員が集合しまして、農業委員会の中村次長さんより本日の現地調査の説明を受け、番号2の田島の現地に移動いたしました。現地で_____立会いで現地調査を行いました。この案件は、譲渡人の_____より譲受人の_____が譲受け、飲食店を建設する計画です。現況は畑となっておりますが、道路以外の隣地と接する面にL字板を設置し、道路と平らになるように二、三十センチ盛土をして整地をして、自然由来の雨水は側溝に、それから生活排水は合併浄化槽を設置して、そこで浄化した後側溝に流す計画です。隣地の所有者とは同意済みです。建物は平家ですので、日照、風などの周りの農地に及ぼす影響はほとんどないと思われまます。出席者全員で

許可すべきものといいたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

続きまして、今の案件のすぐ隣り合わせの場所に申請された議案番号3についての現地調査も続けて報告させていただきます。番号3の案件は、先ほど報告いたしました田島2番の案件の隣地で、譲渡人の_____より譲受人の_____が譲り受け、平家の貸し店舗を建設する計画です。現況は畑となっておりますが、道路以外の隣地と接する面に先ほど2と同じくL字板を設置し、道路と平らになるように盛土して整地をし、自然由来の雨水は側溝に、生活排水は合併浄化槽で浄化した後、側溝に流す計画です。隣地の所有者とは同意済みです。平家の建物ですので、周りの農地に及ぼす影響はほとんどないと思われまゝ。出席者全員で許可すべきものといいたしました。

皆様のご審議どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、議案番号4番から6番について報告をお願いいたします。

13番、齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤です。議案第3号、番号4、5、6の現地調査の報告をいたします。

7月12日、荒川支所におきまして、9時から農業委員3名、最適化推進委員2名で事務局、中村次長、支所の国井課長補佐と打合せ後、番号4、5の現地調査を_____立会いで確認いたしました。今回の申請の前に番号4の公衆道路の建設と併せ、何度か小分けにして申請しております。申請事由については、いずれも備考のとおりであります。雨水は道路側溝、生活排水は市の公共下水道へ接続いたします。

現地番号6について報告します。_____立会いで現地確認をいたしました。位置は国道113号線沿いの畑で、建て売り住宅敷地に転用するもので、周辺は住宅地になっています。隣地との境界は、コンクリートの擁壁で施工し、雨水は側溝に、汚水は合併浄化槽で処理し、隣地への影響はなく、3件ともに地区委員全員許可相当の意見ですので、委員皆様の慎重な審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、議案番号7番について調査報告をお願いいたします。

3番、遠藤委員。

○3番（遠藤俊樹君） 3番、遠藤です。では、番号7番の現地調査の報告をいたします。

7月16日午後1時半より神林支所男子休憩室において、農業委員4名、推進委員3名、事務局から小川局長が出席しました。なお、この7月16日1時半よりは農地パトロールも併せて開催しております。

最初に、小川局長より資料で説明の後、現地に移動し、現地で譲渡人である_____立会いの下、説明確認しました。申請地は、市道と線路に囲まれた農地の中にあり、現況は耕作していない管理された畑地となっていました。また、周囲の農地も同様の状態でした。

次に、宅地工事ですが、整地のみでの周囲に緩衝地を設け、建設するそうです。

次に、排水計画は汚水、生活雑水は公共下水道へ、雨水は自然流下とのことでした。隣接する農地への支障を及ぼすことがないこと、また隣接する地主の了解も済んでおり、神林地区では委員全員やむなしとのことで合意いたしました。

皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、議案番号8番について報告をお願いいたします。

2番、板垣委員。

○2番（板垣栄一君） 2番、板垣です。それでは、ただいまの番号8の案件について私のほうからご報告を申し上げます。

本総会に先立ちまして、現地確認を実施したものであります。去る7月16日、先ほどの7番の案件と同じ日ではありますが、午後1時30分より本支所の男子休憩室におきまして農業委員4名、最適化推進委員3名、事務局から小川局長の出席で実施いたしました。最初に小川局長より説明を受けた後、現地に向かったものであります。現地では_____立会いの下、調査、確認を行いました。申請地は集落の上手のほうに位置しており、国道290号の旧道に面しております。現在は市道になっております。また、当該地は小まめに草刈りをしておりますが、30年近く耕作されておらず、将来が心配される状況であります。申請者は、今まで胎内市に住んでおりましたが、申請者の奥さんの実家が、_____ですが、実家が市道を挟んだ向かい側にあり、利便性も考え、当該地に住宅を新築する計画に至ったものであります。周囲の土地所有者にも了解を得ており、上下水道も目の前の道路に布設されております。雨水は道路側溝に流し込む計画であります。

以上、委員全員でやむなしとの見解に至ったものであります。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（石山 章君） それでは、次に議案番号9番について調査報告をお願いいたします。

推進委員6番、富樫委員。

○推進委員6番（富樫 潤君） 推進委員6番、富樫です。朝日地区では7月12日月曜日に農地法第5条申請について、農業委員3名、最適化推進委員3名、事務局から中村次長出席の下、確認を行いましたので、ご報告いたします。

この申請地は、朝日温海道路第1トンネル工事により_____が一時転用許可等を取った箇所であり、その際に現地調査を実施しておりましたので、このたびは書類により確認を行いました。申請者である_____は、このたび朝日温海道路大須戸川橋下部その2工事を実施し、工事に伴う資材置場を確保するために申請地を一時転用するものです。申請地は、_____が本年9月30日まで5条申請許可を得ている場所を引き続き資材置場として利用するものであり、周囲に農地はあるものの、工事により耕作している農地はなく、周囲への影響はないものと考えます。よって、このたび転用申請は許可すべきものとの意見になり

ましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、現地調査の報告をしていただきましたので、議案第3号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、23ページ御覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は賃貸借権の設定が15件でございます。

それでは、番号1番、貸し人、_____、借り人、_____

、計6筆、合わせまして7,755平米、借り人は認定農業者、新規の設定となります。

以降、15番まで賃貸借権の設定でございます。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議案番号3番から6番について審議いたします。__番の_____

、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（__番 _____君退席）

○議長（石山 章君） それでは、議案番号3番から6番につき質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 承認することに決定しても、ご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号3番から6番について承認することに決定いたしました。

（__番 _____君着席）

○議長（石山 章君） _____、議案番号3番から6番、承認することに決定いたしました。

（ありがとうございましたの声あり）

○議長（石山 章君） それでは、今ほど承認いただいた案件を除きまして質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 特にご意見ないようでありますので、議案第4号、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

議案としてその他、皆様方から何か。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 特にないようでありますので、以上で議案については終了し、暫時休憩に入ります。25分まで休憩といたします。

休憩 午後2時10分～午後2時23分

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時48分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和3年7月26日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員